

キャリアコンサルタント養成講習受講の皆様 合格したらまず登録しましょう！

「キャリアコンサルタント」を名乗るにはキャリアコンサルタント名簿に登録することが必要です

登録申請の手続き等の詳細は、
指定登録機関の運営する公式サイト「**国家資格キャリアコンサルタントWebサイト**」をご覧ください。



登録申請を行うためには、
学科試験及び実技試験
両方の合格が必要です。



国家資格キャリアコンサルタントWebサイト
<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/n/index.html>

■ 登録申請方法

合格通知書（合格証書）をご用意の上、以下をご確認ください

「**国家資格キャリアコンサルタント試験に合格された方の登録申請について**」→

https://careerconsultant.mhlw.go.jp/n/entry_exam.html

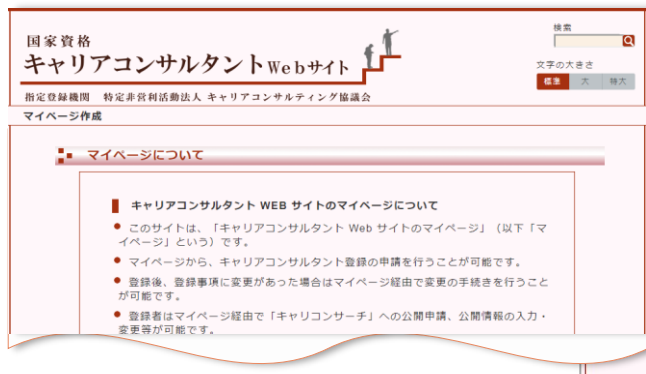


キャリアコンサルタントの登録申請は、**マイページ**より受け付けます。（Web申請）

まずは、以下のマイページ作成画面から手順に沿ってマイページを作成しましょう。

Web申請後、**1週間以内に必要書類を私書箱へ郵送**します。到着後、登録センターにて審査を開始します。

審査結果はメールでご案内します。（「@career-cc.org」のメールの受信設定をお願いします）



登録申請はこちら
マイページ作成



<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/Exam/MyPageNewEntry>

キャリアコンサルタント養成講習を受講された方のうち
専門実践教育訓練給付金の手続きをされた方へ

資格取得等をしたことによる専門実践教育訓練給付金の追加給付の手続きには、キャリアコンサルタントの登録が必要です。必要な手続き等についてのお問い合わせは、ご自身の居住地を管轄するハローワークに直接ご確認くださいませよう願いたします。

国家資格キャリアコンサルタントとは？

平成 28年（2016年）4月より、職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家として「キャリアコンサルタント」が**職業能力開発促進法**に規定されました。

- キャリアコンサルタント試験に合格し、「登録」を行うことでキャリアコンサルタントになることができます。
- キャリアコンサルタントには守秘義務が課せられ、個人情報や相談内容などの秘密が法律上守られます。
- キャリアコンサルタントでない人は「キャリアコンサルタント」やそれと紛らわしい名称を名乗ることはできません。
- キャリアコンサルタントは**5年ごとに更新**を行い、最新の知識・技能を身につける必要があります。

<職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の19>

■ キャリアコンサルタント登録の概要



厚生労働省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consulting.html

キャリアコンサルタント試験
学科試験、実技試験
それぞれに合格

キャリアコンサルタント名簿
への登録手続き
キャリアコンサルタント登録証の交付

キャリアコンサルタント
として活動
更新講習の受講・
5年毎の更新手続き

「キャリアコンサルタント」名称独占について

職業能力開発促進法に規定されたキャリアコンサルタントでない方は、「キャリアコンサルタント」又はこれに紛らわしい名称（※1）を用いることができません。これに違反した者は、30万円以下の罰金に処せられます。

（※1） 紛らわしい名称としては、「キャリア・コンサルタント」、「キャリアコンサルタント〇〇（キャリアコンサルタント専門士等）」、「キャリア〇〇コンサルタント（キャリア形成コンサルタント等）」、「〇〇キャリアコンサルタント（職業キャリアコンサルタント等）」、「〇〇キャリアコン（標準キャリアコン等）」、「キャリアコンサル」等があげられます。 厚生労働省HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198324.html>

■ キャリアコンサルタントに登録したら

キャリアコンサルタントの登録を継続するためには**5年ごとに更新を受けることが必要**となります。更新を受けるためには、以下のA及びBの**厚生労働大臣指定の更新講習**を受ける必要があります。更新講習の受講は、時間の経過に伴い内容自体が変化する労働法令や労働市場の実態等を重点に知識や技能のブラッシュアップを図ることが望ましいとされています。

- A. 知識の維持を図るための講習（知識講習）につき**8時間以上**
- B. 技能の維持を図るための講習（技能講習）につき**30時間以上**

登録から5年の間、計画的に更新講習を受講しましょう。
その他詳細については、厚生労働省「更新講習の受講について」をご覧ください →

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koushin.html>

